

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 4

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第33号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

「第1款 道立病院（第82条－第84条）

目次中 第2款 道立精神科病院（第85条－第87条）

第2款の2 子ども総合医療・療育センター（第87条の2－第87条の4）」

「第
第

1款 削除

2款 削除」に改める。

第5条第3項の表政策局の項中「研究法人室」を「総合教育推進室 研究法人室 北海道150年事業室」に改め、同表地域医療推進局の項を削る。

第6条第2項の表福祉局の項中「福祉援護課」を「地域福祉課」に改め、同条第3項の表国際課の項中「国際交流室 ロシア室」を「国際交流室」に改め、同表スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

雇 用 労 政 課 働き方改革推進室

第7条第2項の保健福祉部地域医療推進局の事項第3号を削り、同条第3項の総務部法務・法人局大学法人室の事項の次に次の1事項を加える。

総合政策部政策局総合教育推進室

総合教育会議の運営及び教育関連施策の総合調整に関する事（教育委員会の所掌に

属するもの及び他部の主管に属するものを除く。）。

第7条第3項の総合政策部政策局研究法人室の事項の次に次の1事項を加える。

総合政策部政策局北海道150年事業室

北海道150年事業に関すること。

第7条第3項の保健福祉部地域医療推進局道立病院室の事項を削る。

第8条の総務課の事項第17号を削る。

第8条の3第1項の職員厚生課の事項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の個人型確定拠出年金に関する事。

第8条の3第1項の職員厚生課の事項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員公宅の取得、管理及び営繕・維持管理に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。

第8条の5第1項の法制文書課の事項第15号中「前3号」を「第12号から前号まで」に改め、同号を同事項第16号とし、同事項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 道史編さん事業に関する事。

第8条の5第3項中「第14号」を「第15号」に改める。

第9条の4中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第12条の4の福祉援護課の事項中「福祉援護課」を「地域福祉課」に改める。

第13条の4の産業振興課の事項第2号から第5号までを次のように改める。

(2) 情報産業の振興に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。

(3) 健康長寿産業の振興に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。

(4) 産業の立地に関する事。

(5) 苫小牧東部地域及び石狩湾新港地域の開発に関する事。

第13条の4の産業振興課の事項第6号を削る。

第13条の5の雇用労政課の事項に次の1号を加える。

(17) 働き方改革の推進に関する事。

第13条の5に次の1項を加える。

2 働き方改革推進室の分掌事務は、前項の雇用労政課の分掌事務のうち第10号から第13号まで、第15号及び第17号に掲げる事務とする。

第14条の4の農村整備課の事項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条の2の林業木材課の事項に次の1号を加える。

(8) 林産に係る試験研究等の調整に関する事。

第16条の2の森林整備課の事項に次の1号を加える。

(5) 林業に係る試験研究等の調整に関すること。

第17条の森林活用課の事項第3号を削る。

第20条の3の建築指導課の事項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第29条の表中

准看護師試験委員	地域医療推進局医務薬務課
北海道病院事業推進委員会	地域医療推進局道立病院室

を

准看護師試験委員	地域医療推進局医務薬務課
----------	--------------

に改める。

第40条第2項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 北方四島における共同経済活動に関すること。

第40条の3中「空知総合振興局」を「、空知総合振興局」に改め、「、同事項第7号に掲げる事務にあっては石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局に」及び林務課の事項第7号を削り、同条の建設指導課の事項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第40条の4の管理課の事項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第40条の5第1項の建設指導課の事項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とする。

第76条の総務部の事項第3号中「こと」の次に「（建造物の管理に関することに限る。）」を加え、同条の学芸部の事項第4号中「の歴史的建造物」を削り、「こと」の次に「（建造物の管理に関することを除く。）」を加える。

第81条の4中「相談課及び判定指導課」を「総務課及び相談支援課」に改め、同条の相談課の事項を次のように改める。

総務課

(1) 庶務に関すること（相談支援課の主管に属するものを除く。）。

(2) 財務に関すること。

(3) 入所者に対する給食に関すること。

(4) その他相談支援課の主管に属しないこと。

第81条の4の判定指導課の事項中「判定指導課」を「相談支援課」に改め、同事項第1号中「の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する」を「に係る相談並びにこれに付随する調査及び」に改め、同事項第3号中「入所者に対する生活指導及び健康管理」を「保護又は自立のための援助を必要とする女性の医学的、心理学的及び職能的判定並びに

これらに付随する指導」に改め、同事項第4号中「職業指導等」を「生活指導及び健康管理」に改め、同事項に次の4号を加える。

(5) 入所者に対する職業指導等に関すること。

(6) 婦人相談員に対する技術的援助及び助言に関すること。

(7) 関係機関との連絡調整及び連携に関すること。

(8) 広報及び研修に関すること。

第3章第5節第1款及び第2款を次のように改める。

第1款 削除

第82条から第84条まで 削除

第2款 削除

第85条から第87条まで 削除

第3章第5節第2款の2を削る。

別表第9保健福祉部地域医療推進局道立病院室の項を削り、同表保健福祉部福祉局福祉援護課の項中「保健福祉部福祉局福祉援護課」を「保健福祉部福祉局地域福祉課」に改める。

別表第10の(1)の事項の表中

道立病院 道立精神科 病院 子ども総合 医療・療育 センター 診療所	を「診療所」に改め、江差病院及び
--	------------------

羽幌病院の保健医療連携室の項から向陽ヶ丘病院の認知症疾患医療センターの項までを削り、

道立病院 道立精神科 病院 子ども総合 医療・療育 センター 医療型障害 児入所施設	医長	医療に関し、所長等を補佐し、診療業務を処理する。
	薬局長	上司の命を受け、薬局の業務を処理する。
道立病院 道立精神科 病院 医療型障害 児入所施設	総看護師長	上司の命を受け、看護師を指揮して看護業務を処理する。

を

医療型障害 児入所施設	医長	医療に関し、所長等を補佐し、診療業務を処理する。
	薬局長	上司の命を受け、薬局の業務を処理する。
	総看護師長	上司の命を受け、看護師を指揮して看護業務を処理する。

に改め、子ども

も総合医療・療育センターに置くセンターの項を削る。

別表第11の(1)の事項の表中

医療型障害
児入所施設
道立病院
道立精神科
病院

を

医療型障害
児入所施設

に、

高等技術専
門学院

を

十勝総合振
興局建設管
理部事業室
高等技術専
門学院

に、

査所		
子ども総合 医療・療育 センター	副センター 長（小児医 療）	
	副センター 長（療育）	

を

査所		
----	--	--

に改め、道立

病院の項、子ども総合医療・療育センターの看護部の項、江差病院及び羽幌病院の保健医療連携室の項から向陽ヶ丘病院の認知症疾患医療センターの項まで、道立病院の課道立精神科病院の課の項並びに子ども総合医療・療育センターの医療安全推進室及び子ども総合医療・療育センターの企画総務課の項を削り、

道立病院
道立病院の
課
道立精神科
病院の課
子ども総合

医療・療育
センター
子ども総合
医療・療育
センターの
部、室、課
及び室の課
衛生研究所

を「衛生研究所」に改め、子ども総合医療・療育センターの項を削り、

画総務課		
心身障害者 総合相談所 の相談判定 課		上司の命を受け、障害者支援に関する業務を統轄する事務に従事する。

を

画総務課 十勝総合振 興局保健環 境部社会福 祉課		
心身障害者 総合相談所 の相談判定 課		上司の命を受け、障害者支援に関する業務を統轄する事務に従事する。

に、

道立病院
道立精神科
病院
子ども総合
医療・療育
センターの
看護部
医療型障害
児入所施設

を「医療型障害
児入所施設」

に改め、道立病院道立精神科病院の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲

ける本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。																	
<table><tr><td>総務部総務課（公宅グループの職員である者に限る。）</td><td>総務部人事局職員厚生課</td></tr><tr><td>総合政策部政策局（総合教育及び私学振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）</td><td>総合政策部政策局総合教育推進室</td></tr><tr><td>総合政策部政策局（北海道150年に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）</td><td>総合政策部政策局北海道150年事業室</td></tr><tr><td>総合政策部国際局国際課ロシア室</td><td>総合政策部国際局国際課</td></tr><tr><td>保健福祉部福祉局福祉援護課</td><td>保健福祉部福祉局地域福祉課</td></tr><tr><td>女性相談援助センター相談課（総務係の職員である者に限る。）</td><td>女性相談援助センター総務課</td></tr><tr><td>女性相談援助センター相談課（総務係の職員である者を除く。）</td><td>女性相談援助センター相談支援課</td></tr><tr><td>女性相談援助センター判定指導課</td><td>女性相談援助センター相談支援課</td></tr></table>		総務部総務課（公宅グループの職員である者に限る。）	総務部人事局職員厚生課	総合政策部政策局（総合教育及び私学振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部政策局総合教育推進室	総合政策部政策局（北海道150年に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部政策局北海道150年事業室	総合政策部国際局国際課ロシア室	総合政策部国際局国際課	保健福祉部福祉局福祉援護課	保健福祉部福祉局地域福祉課	女性相談援助センター相談課（総務係の職員である者に限る。）	女性相談援助センター総務課	女性相談援助センター相談課（総務係の職員である者を除く。）	女性相談援助センター相談支援課	女性相談援助センター判定指導課	女性相談援助センター相談支援課
総務部総務課（公宅グループの職員である者に限る。）	総務部人事局職員厚生課																
総合政策部政策局（総合教育及び私学振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部政策局総合教育推進室																
総合政策部政策局（北海道150年に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部政策局北海道150年事業室																
総合政策部国際局国際課ロシア室	総合政策部国際局国際課																
保健福祉部福祉局福祉援護課	保健福祉部福祉局地域福祉課																
女性相談援助センター相談課（総務係の職員である者に限る。）	女性相談援助センター総務課																
女性相談援助センター相談課（総務係の職員である者を除く。）	女性相談援助センター相談支援課																
女性相談援助センター判定指導課	女性相談援助センター相談支援課																
3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。																	
<table><tr><td>総合政策部政策局参事（総合教育及び私学振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）</td><td>総合政策部政策局総合教育推進室参事</td></tr><tr><td>総合政策部政策局参事（北海道150年に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）</td><td>総合政策部政策局北海道150年事業室参事</td></tr><tr><td>農政部農村振興局農村整備課主査（田園企画及びふるさと基金に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）</td><td>農政部農村振興局農村設計課主査</td></tr><tr><td>室蘭高等技術専門学院訓練管理課機械科長</td><td>室蘭高等技術専門学院訓練管理課精密機械科長</td></tr><tr><td>室蘭高等技術専門学院訓練管理課溶接科長</td><td>室蘭高等技術専門学院訓練管理課金属加工科長</td></tr><tr><td>胆振総合振興局室蘭建設管理部厚幌ダム建設事務所第一技術係長</td><td>胆振総合振興局室蘭建設管理部厚幌ダム建設事務所技術係長</td></tr><tr><td>日高振興局産業振興部商工労働観光課主査（馬産地振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）</td><td>日高振興局産業振興部農務課主査</td></tr></table>		総合政策部政策局参事（総合教育及び私学振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部政策局総合教育推進室参事	総合政策部政策局参事（北海道150年に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部政策局北海道150年事業室参事	農政部農村振興局農村整備課主査（田園企画及びふるさと基金に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農村振興局農村設計課主査	室蘭高等技術専門学院訓練管理課機械科長	室蘭高等技術専門学院訓練管理課精密機械科長	室蘭高等技術専門学院訓練管理課溶接科長	室蘭高等技術専門学院訓練管理課金属加工科長	胆振総合振興局室蘭建設管理部厚幌ダム建設事務所第一技術係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部厚幌ダム建設事務所技術係長	日高振興局産業振興部商工労働観光課主査（馬産地振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	日高振興局産業振興部農務課主査		
総合政策部政策局参事（総合教育及び私学振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部政策局総合教育推進室参事																
総合政策部政策局参事（北海道150年に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部政策局北海道150年事業室参事																
農政部農村振興局農村整備課主査（田園企画及びふるさと基金に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農村振興局農村設計課主査																
室蘭高等技術専門学院訓練管理課機械科長	室蘭高等技術専門学院訓練管理課精密機械科長																
室蘭高等技術専門学院訓練管理課溶接科長	室蘭高等技術専門学院訓練管理課金属加工科長																
胆振総合振興局室蘭建設管理部厚幌ダム建設事務所第一技術係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部厚幌ダム建設事務所技術係長																
日高振興局産業振興部商工労働観光課主査（馬産地振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	日高振興局産業振興部農務課主査																

4 施行日の前日において現に保健福祉部地域医療推進局道立病院室並びに江差病院、北見病院、羽幌病院、緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院及び子ども総合医療・療育センターの職員である者は、別に発令をされない限り、北海道病院事業条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第99号）による改正後の北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）第6条の北海道道立病院局に出向を命ぜられるものとする。	
訓令	
北海道訓令第3号	
本庁出先機関	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
平成29年3月31日	
北海道知事 高橋 はるみ	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令	
北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。	
別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第3項第26号中「第18条の18」を「第18条の19」に改め、同事項第17項中第40号を削り、第39号を第40号とし、第38号を第39号とし、同項第37号中「第26号、第28号、第33号」を「第27号、第29号、第34号」に改め、同号を同項第38号とし、同項第36号中「第26号、第28号及び第33号」を「第27号、第29号及び第34号」に改め、同号を同項第37号とし、同項中第35号を第36号とし、第28号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、同項第27号中「及び第7項」を「から第8項まで」に改め、同号を同項第28号とし、同項第26号中「北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号。以下この項において「条例」という。）」を「条例」に改め、同号を同項第27号とし、同項第25号の次に次の1号を加える。	
②6 北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号。以下この項において「条例」という。）第7条の8第1項の規定に基づき、条例第7条の2第3項の認可を受けた者に対し、公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員に立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。	
別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第24項第1号中「第9条第1項」を「第29条第1項」に改め、同表の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第15項第2号及び第3号を次のように改める。	
(2) 第42条第2項の規定に基づき、一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。	
(3) 第45条の6第2項の規定に基づき、一時役員の職務を行うべき者を選任すること。	
別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第15項中第36号を第45号とし、第9	

号から第35号までを9号ずつ繰り下げ、同項第8号中「第49条第3項において準用する第32条」を「第50条第3項又は第54条の6第2項」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の6号を加える。

- (12) 第55条の2第1項の規定に基づき、社会福祉充実計画を承認すること。
- (13) 第55条の2第8項（第55条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な助言その他の支援を行うこと。
- (14) 第55条の2第10項（第55条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めること。
- (15) 第55条の3第1項の規定に基づき、社会福祉充実計画の変更を承認すること。
- (16) 第55条の3第2項の規定に基づき、軽微な変更の届出を受理すること。
- (17) 第55条の4の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の終了を承認すること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第15項第7号中「第47条の3」を「第47条の5」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号中「第46条の7」を「第46条の6第4項又は第5項」に、「清算中に就職した清算人の就職に関する」を「清算人の氏名及び住所の」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 第45条の9第5項の規定に基づき、評議員会の招集を許可すること。
- (5) 第45条の36第2項の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更を認可すること。
- (6) 第45条の36第4項の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更の届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項から第22項までを1項ずつ繰り上げ、同表の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第16項中第43号を第44号とし、第42号の次に次の1号を加える。

- (43) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項（同法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第7条第4項第7号に掲げる行為に係る設備整備計画について協議を受け、及び同意をすること。

別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第28項第1号中「第4条第5項（同条第9項）を「第4条第6項（同条第10項）」に改め、同項第2号中「第4条第10項」を「第4条第11項」に改め、同表の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項中第29項を第30項とし、第9項から第28項までを1号ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 災害対策基本法の施行に関する事務（漁港の区域に係るものに限る。）

- (1) 第76条の4第1項の規定に基づき、公安委員会からの要請を受理すること。
- (2) 第76条の6第1項の規定に基づき、道路の区間を指定して、車両等の移動その他必要な措置をとることを命ずること。

- (3) 第76条の6第2項の規定に基づき、指定道路区間内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとること。
- (4) 第76条の6第3項前段の規定に基づき、同条第1項の規定による措置をとること（同条第3項後段の規定に基づき、車両等を破損することを含む。）。
- (5) 第76条の6第4項の規定に基づき、他人の土地を一時使用し、又は竹木等を処分すること。
- (6) 第76条の7第3項の規定に基づき、農林水産大臣からの指示を受理すること。
- (7) 第82条第1項の規定に基づき、第76条の6第3項後段又は第4項の規定による処分により損失を受けた者に対する損失補償を行うこと。
- (8) 災害対策基本法施行令第33条の3第1項の規定に基づき、公安委員会に、指定しようとする道路の区間及びその理由を通知すること。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項に次の1項を加える。

31 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の施行に関する事務

- (1) 第7条第4項（第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第7条第4項第4号（20ヘクタール未満の1団の土地について行われるものに限る。）第5号又は第6号に掲げる行為に係る設備整備計画について協議を受け、及び同意をすること。
- (2) 第7条第4項（第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第7条第4項第7号に掲げる行為に係る設備整備計画について協議を受け、及び同意をすること（漁港の区域に係るものに限る。）。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項中第13項を削り、第14項を第13項とし、同事項第15項に次の1号を加え、同項を同事項第14項とする。

- (7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づき、軽微な変更に関する証明書を交付すること。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項中第16項を第15項とし、第17項から第19項までを1項ずつ繰り上げ、同事項第20項中第8号を第17号とし、第1号から第7号までを9号ずつ繰り下げ、同事項第1号から第9号までとして次の9号を加える。

- (1) 第8条の規定に基づき、建築主等に対し、必要な指導及び助言をすること。
- (2) 第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定をすること。
- (3) 第14条第1項又は第2項の規定に基づき、建築主又は国等の機関の長に対し、必要な措置をとるべきことを命じ、又は要請すること。
- (4) 第16条第1項又は第2項の規定に基づき、提出者に対し、必要な措置をとるべきことを指示し、又は命じること。

- (5) 第16条第3項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、協議を求めること。
- (6) 第17条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物等について立入検査させること。
- (7) 第19条各項又は附則第3条第2項から第4項までの規定に基づき、建築主からの届出を受理し、又は届出をした者に対し、指示若しくは命令をすること。
- (8) 第20条第2項若しくは第3項又は附則第3条第7項若しくは第8項の規定に基づき、国等の機関の長からの通知を受理し、又は国等の機関の長に対し、協議を求めること。
- (9) 第21条第1項又は附則第3条第9項の規定に基づき、建築主等に対し、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物等について立入検査させること。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第20項に次の1号を加え、同項を同事項第19項とする。

- (18) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条又は第29条の規定に基づき、軽微な変更に関する証明書を交付すること。

別表第4の北海道博物館の事項第4項中第13号を第14号とし、同項第12号中「第1号、第3号、第8号」を「第2号、第4号、第9号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「第1号、第3号及び第8号」を「第2号、第4号及び第9号」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「及び第7項」を「から第8項まで」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 第7条の8第1項の規定に基づき、第7条の2第3項の認可を受けた者に対し、公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員に立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第4の北海道博物館の事項第5項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第5の9の事項中「事務」の次に「（漁港及び港湾の区域に係るものを除く。）」を加え、同事項第6号中「第76条の7」を「第76条の7第1項」に改め、同表の12の事項に次の1号を加える。

- (43) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項（同法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第7条第4項第7号に掲げる行為に係る設備整備計画について協議を受け、及び同意をすること。

別表第5中33の事項を削り、34の事項を33の事項とし、同表の35の事項に次の1号を加え、同事項を同表の34の事項とする。

- (7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定に基づき、軽微な変更に関する証明書を交付すること。

別表第5中第36の事項を35の事項とし、37の事項から39の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同表の40の事項中第8号を第17号とし、第1号から第7号までを9号ずつ繰り下げ、同事項に第1号から第9号までとして次の9号を加える。

- (1) 第8条の規定に基づき、建築主等に対し、必要な指導及び助言をすること。
- (2) 第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定をすること。
- (3) 第14条第1項又は第2項の規定に基づき、建築主又は国等の機関の長に対し、必要な措置をとるべきことを命じ、又は要請すること。
- (4) 第16条第1項又は第2項の規定に基づき、提出者に対し、必要な措置をとるべきことを指示し、又は命じること。
- (5) 第16条第3項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、協議を求めること。
- (6) 第17条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物等について立入検査させること。
- (7) 第19条各項又は附則第3条第2項から第4項までの規定に基づき、建築主からの届出を受理し、又は届出をした者に対し、指示若しくは命令をすること。
- (8) 第20条第2項若しくは第3項又は附則第3条第7項若しくは第8項の規定に基づき、国等の機関の長からの通知を受理し、又は国等の機関の長に対し、協議を求めること。
- (9) 第21条第1項又は附則第3条第9項の規定に基づき、建築主等に対し、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物等について立入検査させること。

別表第5の40の事項に次の1号を加え、同事項を同表の39の事項とする。

- (18) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条又は第29条の規定に基づき、軽微な変更に関する証明書を交付すること。

別表第6中道立病院長の決裁事項の項及び子ども総合医療・療育センター長の決裁事項の項を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。